

広島県からのお知らせです



広島県浄化槽キャラクター

10人槽以下の浄化槽をお持ちの方へ

法定検査の受検について

法定検査とは？



浄化槽の保守点検・清掃が正しく行われているか、浄化槽が正常に機能しているかを確認するために不可欠な検査です。必ず受検しましょう！！
（法定検査は保守点検や清掃を行っていても、必ず行わなければなりません。）

法定検査を行うのは？



広島県が指定した（公社）広島県環境保全センターと、（公社）広島県浄化槽協会が法定検査を行います。環境保全センターは5年に1回のガイドライン検査を行い、浄化槽協会は5年に4回の効率化検査を実施します。→裏面を参照

どんな検査をするの？



- 水質検査** 浄化槽から出てくる水の検査をします。（生物化学的酸素要求量（BOD）、透視度、残留塩素濃度等）
- 外観検査** 機能等に異常がないかをチェックします。（水の流れ、消毒の状況、装置の状態等）
- 書類検査** 保守点検・清掃の記録票などをもとに、保守点検や清掃等が適正に行われているかを調べます。
（保守点検や清掃等の記録票は3年間保存してください。）



検査結果は、後日、検査機関から設置者（管理者）及び市町担当課へ報告されます。

法律で年1回の法定検査を受けることが義務付けられています。契約をしておくと、忘れる心配がないですよ。



法定検査の料金は？



	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
ガイドライン検査	7,000円	5,000円
効率化検査	5,000円	5,000円

※合併処理浄化槽：し尿と台所等の生活雑排水（台所やお風呂の排水）を併せて処理する浄化槽をいいます。

※単独処理浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽をいいます。

【契約される方へ】

- ※ 当該機関又は当該機関から委託を受けた者が「浄化槽法定検査受検契約書」を持参し契約に伺います。
（郵送される場合もあります。）
- ※ 契約は2つの検査機関の連名となり、翌年以降も契約は継続されます。
- ※ 契約書に記載された個人情報、法定検査業務の目的以外に利用することはありません。

法定検査申込み・問い合わせ先

公益社団法人 広島県環境保全センター

〒731-3167 広島市安佐南区大塚西四丁目2番28号
電話 082-849-6411
FAX 082-849-6422

公益社団法人 広島県浄化槽協会

※H29.4.1「公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会」から名称変更
〒735-0027 安芸郡府中町千代8番8号
電話 082-569-5540
FAX 082-569-5541

● ガイドライン検査とは

国（環境省）が指定した水質検査・外観検査・書類検査などの検査項目すべてを検査します。

● 効率化検査とは

10人槽以下の浄化槽を対象にガイドライン検査のうち一部
[BOD 検体の採取・搬送, pH測定, 透視度測定, 残留塩素濃度測定,
外観検査, 書類検査など]を検査補助員が行うものです。
この検査は, 法定検査の効率化を図るために実施するものです。

5年のうち4年は効率化検査を行い,
5年のうち1年はガイドライン検査を行います。



ガイドライン検査と効率化検査の実施年

市 町 名	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
三次市, 庄原市, 安芸高田市, 安芸太田町, 北広島町, 世羅町	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化	効率化
東広島市, 竹原市, 大崎上島町	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化	効率化
広島市, 呉市, 江田島市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化	効率化
三原市, 尾道市, 府中市	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン	効率化
福山市, 大竹市, 廿日市市, 神石高原町	効率化	効率化	効率化	効率化	ガイド ライン

注1 「ガイドライン」とは「ガイドライン検査」, 「効率化」とは「効率化検査」のことです。

注2 2026年度以降については, 2021年度から2025年度までと同様の順序で実施していくこととなります。

注3 ここでいう年度は, 4月1日から3月31日までを指します。



浄化槽はきちんと使ってきれいな水に

【浄化槽の各種手続き, 適正管理のお問い合わせ先】

※お住まいの地域の市役所または町役場へお問い合わせください。

【広島市】業務第二課 Tel082-504-2223

【三原市】生活環境課 Tel0848-67-6168

【府中市】環境整備課 Tel0847-43-9222

【大竹市】環境整備課 Tel0827-59-2154

【安芸高田市】上下水道課 Tel0826-47-1204

【海田町】町民生活課 Tel082-823-9219

【安芸太田町】住 民 課 Tel0826-28-2116

【世羅町】町 民 課 Tel0847-22-4513

【呉 市】環境試験センター Tel0823-25-3551

【尾 道 市】下水道課 Tel0848-29-7010

【三次市】環境政策課 Tel0824-62-6136

【東広島市】環境先進都市推進課 Tel082-420-0928

【江田島市】地域支援課 Tel0823-43-1637

【熊野町】生活環境課 Tel082-820-5606

【北広島町】上下水道課 Tel050-5812-1861

【神石高原町】環境衛生課 Tel0847-89-3336

【竹原市】市 民 課 Tel0846-22-2279

【福山市】環境保全課 Tel084-928-1072

【庄原市】下 水 道 課 Tel0824-73-1175

【廿日市市】下水道経営課 Tel0829-32-5490

【府中町】下 水 道 課 Tel082-286-3189

【坂 町】環境防災課 Tel082-820-1506

【大崎上島町】保健衛生課 Tel0846-62-0303

浄化槽に関する情報は, 県の環境情報サイト「eco（エコ）ひろしま」にも掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-i4-jyoukaso.html>



広 島 県